

## 夏休みの児童クラブ児童を募集します

☎ 町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

### ■対象者

町立小学校に就学している児童または町内に住所を有し町外の小学校に就学している児童で、保護者および同居の祖父母（令和6年3月31日時点で70歳以下の人に限る）が就労などにより自宅で保育ができない児童

※現在入所していない児童のみ申し込みが必要です。  
※就労が理由の場合は、週3日以上従事していることが必要です。

### ■開所日時

◇開設日 7月21日（金）～8月31日（木）

※日・祝日およびお盆（8月13日～16日）はお休みです。

◇時間 午前8時～午後5時

（延長利用者は午後6時まで。ただし土曜日は午後5時まで）

### ■保育料など

保育料 7月分 1,080円 8月分 3,000円  
※別途教材費・おやつ代がかかります。

### ■保育場所

お住まいの小学校区の児童クラブ施設

### ■申込方法

申込書などに記入し、町民福祉課児童係（1階③番窓口）へ提出してください。

※申込書などは町民福祉課児童係で配布または町ホームページに掲載しています。

■申込期限 6月1日（木）

### ■その他

お住まいの小学校区の児童クラブ施設が定員を超えた場合、他の小学校区の児童クラブ施設へご案内することがあります。また、全体の申込者数が定員を超えた場合は選考となります。

## 児童手当などの申請について ☎ 町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

令和4年度（令和3年分）の所得が所得上限の限度額以上のため、児童手当などの申請が却下になった、または受給資格が消滅した人へお知らせします。

令和5年度（令和4年分）の所得が所得上限の限度額を下回った場合、児童手当などを受給するには再度申請が必要です。令和5年度の課税通知を確認し、所得上限の限度額を下回ることが分かった場合、通知を受け取った日の翌日から15日以内に申請をしてください。

※手続きが遅れると手当を受給できない月が発生する可能性があります。

## 有害鳥獣被害防止対策事業の補助金について

イノシシ・サルなどによる農作物被害防止対策として、防除柵を設置した農業者に対し、一定の補助を行います。

### ◇対象条件

- ・令和5年4月1日以降に購入したもの
- ・町内の農地に設置するもの
- ・有害鳥獣による農地への侵入を防止するために設置する資材（トタン板・電気柵・フェンスなど）

### ◇補助額

事業費の1/3（消費税含む、100円未満切り捨て）

※補助額の上限は2万円です。

### ◇注意点

申請は、一農家世帯につき、同一年度に1回のみ（修理や取り替えは対象外）

◇申請期限 11月30日（木）

※申請状況により募集期間を変更する場合があります。予算に限りがありますのでご了承ください。

◇申請・問合せ先 経済課 農林振興係 ☎ 52-5805

